

## 漢民族の「同姓不婚」、「冠夫姓」についての一考察

魏世萍

明道大学応用日本語学科副教授

### 摘要

中国の既婚女性の姓を言えば、すぐ脳裏に浮かぶのは、やはり「冠夫姓」のことであろう。周知のように、「冠夫姓」あるいは「冠姓」とは、女性は婚姻によって生家の姓の上に夫家の姓をかぶって称することである。この習俗の起源を明確にするのが難しいが、東漢（25-220）の時代には、「冠夫姓」の習俗があったことが確かである。これは古来「同姓不婚、異姓不養」の制に起因した習慣であると考えられる学者は少なくない。本稿は、「同姓不婚」と「冠夫姓」の起源を探究し、そしてこの両者の関連というところに重点をおき、婦人の姓について論じたものである。

まず、所謂「同姓不婚」については、「長い歴史の中で周辺の各民族と絶えず融合した」、「姓における複雑な起源」、「半分以上の中国人は、二十余の姓に集中している」などの理由で、古来、民間では「同姓婚」に容認的な態度をとっているとのことが分かる。

「冠夫姓」と「同姓不婚」の関連については、「冠夫姓」は古来「同姓不婚、異姓不養」の制に起因した習慣であるとの持論に真っ向から反対する態度で自らの主張を述べ、そして「冠夫姓」の起源と今日までの流れについても論考を加えた。

キーワード：同姓不婚、冠夫姓、同姓婚、婚姻、氏姓

### 摘要

言及漢族已婚婦女的姓氏，立即令人想到「冠夫姓」的習俗。雖難以釐清其起源，但可確知早在東漢時代就有此習俗。多數學者認為，其目的在於作為「同姓不婚，異姓不養」之識別標誌。本文對此持不同的看法，首先探究「同姓不婚」與「冠夫姓」的原貌，並將重點放在二者之關連的探討。

簡言之，事實顯示，由於漢族不斷地與異族融合，加上姓氏的起源複雜，且半數以上的華人集中於二十多個姓氏，導致歷來「同姓婚」屢見不鮮，並非嚴厲的禁忌。再就「冠夫姓」與「同姓不婚」的關連而言，婦女維持本姓即具有識別身份之效果，「冠夫姓」以避免「同姓婚」乃屬多餘。且歷來已婚婦女的稱呼多種多樣並不一致，直至晚近「冠夫姓」藉中華民國「民律草案」之訂定始脫離習俗之範疇，成為具有約束力之法條。

關鍵詞：同姓不婚、冠夫姓、同姓婚、婚姻、姓氏

## I、始めに

中国の既婚女性の姓と言え、すぐ脳裏に浮かぶのは、やはり「冠夫姓」のことであろう。周知のように、「冠夫姓」あるいは「冠姓」とは、女性が婚姻によって生家の姓の上に夫家の姓をかぶせて称することである。この習俗の起源を明確にするのは難しいが、東漢（25—220）の時代には、「冠夫姓」の習俗があったことは確かである<sup>1</sup>。これは古来「同姓不婚、異姓不養」の制に起因する習慣であると考えられる学者は少なくない<sup>2</sup>。本稿では、まず、「同姓不婚」と「冠夫姓」の起源を探究し、そしてこの両者の関連というところに重点をおき、婦人の姓について論じたい。

## II、所謂「同姓不婚」について

確かに、「同姓不婚」の制度を守るため、『禮記』の「喪服小記」には、「男子稱名、婦人書姓與伯仲、如不知姓則書氏」という規制がある。周（前1050—前221）から未婚の女性が死後だけではなく、生前も名を略し、「姓」と「伯仲」—出生順だけを称されたり自称したりする習慣がある。王國維氏はその著「殷周制度論」のなかで、男子が「名」を名乗るのは政治上、社会上、主導的な地位を占めていることを反映するのに対し、女性が「姓」を称するのは婚姻の相手を選別するためであると主張している<sup>3</sup>。

そのほか、『禮記』には「繫之以姓而弗別、綴之以食而弗殊、雖百世而婚姻不通者、周道然也」とか「娶妻不取同姓、故買妾不知其姓、則卜之」<sup>4</sup>などの文がある。そのいずれも同姓同士間の婚姻を厳しく禁ずる規制である。その主な原因としては、人倫的な配慮と生物学的な原理との二つが考えられる。前者は、「不娶同姓者、重人倫、防淫佚、恥與禽獸同也」<sup>5</sup>と言われるように、同姓婚を厳しく禁ずるのは、人倫を重んじ、淫乱な行為を防ぎ、禽獣のような行為を恥じるためである。そして、後者は「男女同姓、其生不蕃」<sup>6</sup>、「内官不及同姓、其生不殖」<sup>7</sup>などとあるように、所謂生殖と遺伝のことを配慮した上で同姓同士の婚姻を禁じたのである。このような訳で、中国歴代の律令では、「同姓不婚」に関する禁令を明確に規定している。

厳密に言えば、初めて原始的な習俗である同姓婚を禁じ、「同姓不婚」の制を文字化したのは、周（前約1050—前221）の時代である<sup>8</sup>。しかし、注意すべきことは、周の時代では、「同姓不婚」を「禮」の範疇に属するものとみなし、それに関する禁制が同姓婚に対し相当な拘束力があるとはいえ、どうてい法律条文ではなく、罰則が設けられていないため、どの程度まで執行されていたかが問題である。

「同姓婚」に対し、初めて法的な命令として公布され、厳しい取り締まりが行われたのは、おそらく『魏書』の「高祖紀」に記載されている「……夏殷不嫌一族之婚、周世始絶同姓之娶。……自今悉禁絶之、有犯以不道論」<sup>9</sup>という内容の詔である。その後、清（1662—1912）にいたるまでの各朝の法律条文は、この制度を継承し明文化し、同姓同士の婚姻

に対し、罰則を明確に決めて禁じている。

次に、まず、各朝における「同姓不婚」の禁令を表示し、それから法律条文に対し、実行面ではどのような状況を呈していたかを見てみよう。

中国歴代における「同姓不婚」の規制

時代	出典	規制内容
周	禮記・曲禮	取妻不取同姓、故買妾不知其姓、則卜之
	禮記・郊特牲	夫昏禮、萬世之始也。取于異姓、所以附遠厚別也
	禮記・大傳	繫之以姓而弗別、綴之以食而弗殊、雖百世而婚姻不通者、周道然也
	白虎通	不娶同姓者、重人倫、防淫佚、恥與禽獸同也
秦	—	—
漢	—	—
三 国	—	—
兩 晋	—	—
南 北	魏書・高祖紀	……夏殷不嫌一族之婚、周世始絶同姓之娶。……自今悉禁絶之、有犯以不道論
隋	—	—
唐	唐律・戸律下	諸同姓為婚者各徒二年
兩 宋	宋刑統	—
元	元典章	同姓不得為婚、截自至元八年正月二十五日為始、已前者、准已婚為定、已後者、依法斷罪聽離之
明	明律・戸律	同姓為婚者、各杖六十、離異
清	清律・戸律	同姓為婚者、各杖六十、離異

表示した条文を縦覧し、古代中国における「同姓不婚」を整理して言えば、周朝では、人倫的、生殖的な面から配慮し、初めて夏殷以来の「同姓婚」を「禮」として禁じ、『魏書』「高祖紀」の詔は、法的な力で「同姓婚」を禁止する嚆矢であり、その後、清までの各朝はこれにのっとして厳酷な罰則を設け、「同姓婚」を厳しく取り締まってきた。

従って、周と北魏の両朝が「同姓不婚」の法制史における二つの重大な転換期と考えられる。前者は禮として「同姓不婚」の制を樹立し、後者は「同姓婚」の行為を法の射程内に入れ、罰則を制定して厳酷に管理する。

次に、上列した厳しい禮、法に対し、「同姓不婚」における実行面では、どのような有り様を呈しているかについて、時代順にいくつかの史実と判例を見てみよう。

『春秋』のなかには、魯公が姫姓呉国の女性と婚姻を結んだが、同姓同士の婚姻とい

う事実を隠蔽し、世間の批判を回避しようとするため、夫人の姓—「姫」を呼ばず、その代わりに国名—「呉」を持って「呉孟子」と呼称した記載がある。「今君内實有四姫焉」<sup>10</sup>というのは、臣下の公孫僑が「同姓婚」の行為を犯した主君を批判した言葉である。これもまた「同姓婚」の実例である。

時代が下がって、西漢には呂後の妹と呂平、そして東漢の時代には王莽と王咸の娘の同姓同士間の婚姻事件がある。三国時代（220—280）の王基が、王沈とは同姓同士でありながら、同じ祖先の末裔ではないため、**自分**の子を王沈の娘と結婚させている。そして晋朝（317—420）の劉聰と劉殷の娘の婚姻<sup>11</sup>も同姓同士の結婚である。

『晋書』卷一百二「載記第二劉聰」のなかでは、王基と劉聰における同姓婚の始末について、次のように詳しく記述している。

（前略）聰后呼延氏死、將納其太保劉殷女、其弟又固諫、聰更訪之於太宰劉延年太傅劉景、景等皆曰、臣常聞太保自云周劉康公之後、與聖氏本源既殊、納之為允、聰大悦使其兼大鴻臚。（中略）弘曰、太保胤自有周、與聖源實別、陛下正以姓同為恨耳、且魏司空東萊王基、當世大儒豈不達禮乎、為子納司空太原王沈女、以其姓同而源異故也、聰大悦賜弘黃金六十斤（後略）。

要するに、同姓婚に反対する意見を排し、劉殷の娘と結婚しようとした劉聰は、太宰劉延年と太傅劉景にたずねたところ、「本源既殊、納之為允」（血縁が異なるので、結婚してもよい）の答えを得て喜んで、彼らに「大鴻臚」の官職を兼任させる。その後、李弘は王基の息子が王沈の娘と結婚した例で、「姓同而源異」（同姓異血縁）における「同姓婚」の合理性を語り、劉聰から「黄金六十斤」の賞金をもらった。

これらの史実を通して、当時、「同姓不婚」の制に反する行為に対し、相当な規制力があつた反面、「同姓不婚」の制に違反した者が皆無とは言えないとのが分かる。また、「呉孟子」という呼称で同姓婚の事実を隠蔽したり、劉聰の例のように、「其弟又固諫」—劉聰の弟の劉又が固く諫めたり、劉聰が血縁関係のない同姓同士の結婚であると弁解してくれた臣下の意見を喜んで聞き入れたりすることから、当時の社会では、同姓婚に対する抵抗が相当強かつたものと解してもよからう。

李弘の言葉—「姓同而源異」（同姓異血縁）は、同姓婚の禁制を破った理由がよく説明される。北魏以降、各時代の法律では、「同姓婚」に対し、厳酷な罰則を設け禁じられてきたにもかかわらず、実際には、「同姓」と血縁的なつながりの有無によって、異なる処置が取られている場合もある。

たとえば、『清律例彙輯便覽』では、「同姓婚」の禁制に「同姓者重在同宗、如非同宗、當援情定罪、不必拘文。」という内容の註が加えられている。この註は、「同姓」というのは、「同宗」（同じ出自）に重点をおき、もし同宗ではない同姓同士間の結婚なら、事情によって罪を定めるべく、必ずしも法律条文に抵触するとは限らないと説明している。「同姓」と「同宗」を別に扱う考えをよく反映しているだけでなく、「同姓婚」に対する厳酷な罰則

における但し書きのような存在でもある。

瞿同祖氏は『中國法律與中國社会』のなかで、『刑案彙覽』に収集されている判例をよりどころにして、「同姓婚」の禁令が社会とかけ離れていると主張し、次のように語っている。

(前略)我らは法律が社会とかけ離れている点に注意すべきである。『繫之以姓雖百世而婚姻不通者、周道然也』の大昔には、もう「呉孟子」のような出来事があった。また晋の後宮にも四名の同姓の妃がいた。氏姓が元々の意味を失い、同姓は必ずしも同じ血縁関係ではなくなると、「同姓不婚」のタブーは元来の意義を消失し、段々歴史的な事蹟になりつつある。法律上ではなおこのような条文を保留しているにもかかわらず、実際には社会とのギャップが大きくて、段々形式だけを備えた実のない条文になってしまう。『刑案彙覽』のなかでは、多くの夫婦同姓の事例が見られるが、法律的には不干涉の態度を取っている。法律は法律であり、人民は人民である。わざわざ「同姓不婚」のために、訴訟を起こした事例は皆無である。他の案件で偶然的に発覚されても、追究しなかったり、離縁させなかったりするものが検事の態度である。<sup>12</sup>

「同姓婚」に対し厳酷な罰則を定めると同時に、実際にはそれを容認するような態度をとっているのは、次のような三つの理由が考えられる。

その一つは、漢民族は長い歴史の中で周辺の各民族と絶えず融合した結果、姓における血縁的な識別機能を次第に失ってしまったということである。例えば、南北朝時代(420-589)では、北方の騎馬民族—鮮卑族が華北を統一し、本来の姓の代わりに漢民族の姓を名乗ることを所謂「漢化」の一環として政治的な力をあげて全面的に推進した結果、同姓同士における同血縁関係が消える同時に、姓における血縁的な識別機能も段々消失してしまった。

二つ目は、姓における複雑な起源があげられる。王泉根氏はその著『中国姓氏考—そのルーツをさぐる—』のなかで、同じ姓を名乗る人たちは、いくつかの経路をたどって合流したものであるため、必ずしも血縁的なつながりがあるとは限らないと主張し、次のように述べている。

(前略)中国の氏姓の由来にはいろいろな経路があり、歴史上、複雑多様な方式を経て一步一步生みだされてきた。あるものはトーテム信仰から変化し、あるものは春秋戦国時代に氏から姓となり、姓氏が合一してできた。またあるものは古代少数民族の姓氏から転化したものであり、避諱により、また禍を避けて新姓に変わったものもある。このように、姓の発展には非常に複雑な離合と変化、錯綜と融合があった。<sup>13</sup>

王氏は、姓と血統との関連が非常に希薄であると語り、李姓を例に歴史上の事例を傍証として取り入れて次のように詳しく説明している。

## 漢民族の「同姓不婚」、「冠夫姓」と言う慣行についての一考察

(前略) 多くの姓氏が同姓だが宗族が異なるのは、姓氏発展の客観的な規律に合致しており、その根本的な原因は姓が同じであってもその起源が異なることにある。なかでも、いくつかのよくある姓の起源はさらに複雑である。

たとえば、李姓の起源には多くの経路がある。その一つは官をもって姓としたもの。(中略) 皋陶は字を庭堅といい、堯時代の理官(司法官)だったので、官をもって氏とし、理氏とした。商の紂王の時、皋陶の孫理徴が直言して紂王を怒らせ、迫害された。理徴の妻契和氏は子の利貞をつれて伊侯に難を逃れ、禍を避けるために理を李と改めた。理と李は、古漢語において意味が通じ、互換できた。これが李姓のもっとも古い由来である。

ふたつめは賜姓によるもの。李氏は北魏から唐に至るまでに、すでに他の姓氏をその中に混入させてきた。初唐の李密の名将徐世績、首領となった劉季真、農民蜂起軍首領の杜伏威、蜂起で勇敢であった胡大恩などは、いずれも唐に降ったことにより李姓を賜った。(中略)

三つめは、改姓によるもの冒姓。〔他家の姓を名乗る〕によるものである。たとえば、北魏時代、鮮卑族に叱李という姓のものが、単姓の李に改めた。唐代、回紇人張存信、孫重進、王賢、安存孝などは国姓を榮譽と考えていたので、李姓と冒称した。(中略)

このように李姓の由来にはいろいろな経路があり、当然のことながら、今日の李姓の人がみな同じ血統ではありえないことがわかる。<sup>14</sup>

要するに、賜姓、改姓、冒姓、避諱<sup>15</sup>などの活動が頻繁に行われた結果、もともと異姓のものが同姓同士になったり、その一方、本来、同じ血縁団体に属していた同姓同士が異姓になったりすることがよくみられる。特に、戦争に伴う移住、統治などの理由で漢民族が周辺の他民族と融合した際には、改姓と冒姓が国家政策の一環として政治的な力で大規模的に行われる。

もう一つの理由は、周知のように、半分以上の中国人は、二十余の姓に集中している。そのため、実生活上、同姓同士の婚姻が避けようにも避けられないのが実状である。今日、中国人の姓の数は、三千五十姓に達していると言われるものの、半分以上(55.6%)の人口は、李、王、張、劉、陳、趙、黄、周、呉、徐、孫、胡、朱、高、林、何、郭、馬などの姓に集中している。特に前3位の李、王、張を名乗る人々は、それぞれ全人口の7.9%、7.4%、7.1%を占めている<sup>16</sup>。これらの姓を名乗る人たちが、同姓の異性に出会って、結婚したりする確率は、避けにくいほど高いと言っても決して過言ではない。

### Ⅲ、「冠夫姓」と「同姓不婚」の関連

次に、所謂「冠夫姓」についてであるが。周知のように、「冠夫姓」あるいは「冠姓」とは、女性が婚姻によって生家の姓の上に夫家の姓をかぶせて称することである。『後漢書』に記載されている和帝陰皇后の外祖母の「鄧朱」という者は、元々後漢の名将の朱祐一族

から出たもので、嫁として鄧家に入った<sup>17</sup>。これは所謂「冠夫姓」の典型例である。多くの学者は、これは古来「同姓不婚、異姓不養」の制に起因する習慣であるとたやすく結論を割り出してきた<sup>18</sup>。

「同姓不婚」と「冠夫姓」との両者の間には、たとえ緊密な関連性があると言っても、前者は、婚前における結婚相手を選択する範囲を厳しく制限する規制であるのに対し、後者は婚姻が成立した後の呼称である。一旦、結婚したら生家の姓における「同姓不婚」の識別機能がなくなるため、夫の姓だけを名乗ってもよからう。その一方、「同姓不婚」における識別機能を果たすため、既婚女性のすべては、「冠夫姓」の形で生涯を貫くとは言い切れない。実際には、「冠夫姓」ではなく、生家の姓を持ち続けるケースもあれば、姓を改めて夫家の姓を称するケースもある。歴史に沿って有名な例をあげれば、次のようなものがある。漢高祖の母の劉媪<sup>19</sup>や王媪<sup>20</sup>などの呼称は、夫家の姓の後ろに「媪」<sup>21</sup>を付け、それぞれ劉家、王家の老婆という意を表わす。そのほか、漢の元帝皇后の妹の司馬君力<sup>22</sup>も霍顯<sup>23</sup>も女性の名前あるいは字の前に夫の姓を付けて称する例である。それから、漢代末の「列女」龐娥も本姓の趙ではなく、夫家の姓—「龐」として『三国志』に記されている<sup>24</sup>。

既婚の女性にとっては、生家の姓における配偶者識別機能を失い、生家の姓を称し続ける意味が消失する。従って、私は、「同姓不婚」と「冠夫姓」を別次元で扱い、少なくとも、後者は前者の一環に過ぎないと考えるべきだと主張する。詳しく言えば、「同姓不婚」の規制の一環として、女性は、出自を明確にするため、生家の姓を名乗るが、結婚してから夫家の姓を称したり、冠姓をしたり、生家の姓を持ち続けたりすることが併行している。従って、既婚女性が一生涯生家の姓を貫くことには、「同姓不婚」のためではなく、他に訳があると考えられる。

「冠夫姓」の起源を特定にするのは至難の業であるが、春秋時代（前770—前403）には、「冠夫姓」に類似する習俗があったことは確かである。顧炎武<sup>25</sup>によれば、「古者男女異長、在室也稱稱姓冠之以序、……。已嫁也、於国君則稱姓、冠之以国、……。於大夫則稱姓、冠之以大夫之氏、……。」<sup>26</sup>つまり、「男子稱名、婦人書姓與伯仲」<sup>27</sup>の時代では、男子が名を称し、未婚女性は、姓の前に出生順を冠して呼ぶ。既婚女性の場合、結婚相手によって呼称の形が決められる。配偶者は一国の君主なら、婦人の姓の前にその国名をのせる。結婚相手が大夫なら婦人の姓の前にその大夫の氏をかぶせる。この習俗は、おそらく「冠夫姓」の嚆矢であろう。秦（前221—前206）以後、氏と姓が段々一つになり、婦人の姓の前に国名や氏の代わりに、夫の姓を冠することとなる。

「冠夫姓」の歴史は紀元前まで遡るとはいえ、「冠夫姓」が法律的な条文として漢民族婦人の姓を規定するようになるのは、せいぜい七十余年前からである。法律学者の戴東雄氏は、その著のなかで法制史の観点から「冠夫姓」を探究し、次のように語っている。

（前略）歴代の律令のなかでは、夫婦の「冠姓」に関する明文的な規定が一切見付かっていない。

「嫁娶婚」の場合、婚礼の後、嫁が夫の宗族に入り、夫の姓を冠するのが本来である。しかし、「同

## 漢民族の「同姓不婚」、「冠夫姓」と言う慣行についての一考察

姓不婚、異姓不養」の原則に従うため、妻は元の姓を称する。「招贅婚」の場合、妻の姓を継承する子供を生育するため、婿が妻の家に入るが、妻の姓を冠しなくて本姓を保持するのが普通である。

清宣統三年、我が国はヨーロッパの法律体系の影響を受け、「第一次民律草案」を起草した。そのなかでは、「夫婦冠姓」に関する規定は欠如している。立法史上、はじめて「夫婦冠姓」が明文化されたのは、中華民国十四年の「民律草案」においてである。(後略)<sup>28</sup>

もしそうだとするならば、漢民族における長い歴史の流れのなかで、「冠夫姓」は、ただ法的な施行力を持たない不文律、いや不文律の拘束力すらない習わしのような存在であったと言えよう。

### IV、終わりに

以上、いわゆる「同姓不婚」と「冠夫姓」について考察してきたが、総じて言えば、最初、人倫的、生殖的な面への配慮から起源した「同姓不婚」は、やがて厳しい罰則を設けた罪になった。その一方、「多民族融合」、「姓における複雑な起源」、「姓の集中率」などの原因で、実生活のなかでは、「同姓不婚」という古来のタブーは、避けようにも避けられないことである。

また、いったん女性が結婚したら、「姓」における「識別機能」は失うようになる。そのため、古来、実生活のなかでは、「冠夫姓」という形のほか、生家の姓を持ち続けたり、夫家の姓を名乗ったりした形も並存しているのが実情であることは、以上の考察を通して分かるようになった。

最後ながら、拙文の作成にあたり、貴重な御示唆を下さった鄭定国教授を始め、「南華大学文学学報編集委員会」の方々に感謝を申し上げる。

註：

<sup>1</sup> 『後漢書』卷二二「朱祐傳」。和帝陰皇后外祖母の「鄧朱」がその一例である。本姓は朱で、鄧は夫家の姓である。

<sup>2</sup> 金容漢『韓国の戸籍制度と戸籍法』日本加除出版社 1977年 pp. 33-40、尾形勇「漢代における『姓』と『家』」『中国古代の「家」と国家』岩波書店 p. 85、大塚勝美『中国家族法論』御茶の水書房 1985年 p. 153、などを参照。

<sup>3</sup> 『觀堂集林』卷一〇「殷周制度論」河洛圖書出版社 1975年 p. 475。

<sup>4</sup> 『禮記』「曲禮」。

<sup>5</sup> 『白虎通』。

<sup>6</sup> 『左傳』僖公二十三年。

<sup>7</sup> 『左傳』昭公元年。

<sup>8</sup> 『魏書』「高祖紀」には、「夏殷不嫌一族之婚、周世始絶同姓之娶」の文がある。また、『御覽引禮外傳』にも「夏殷五世之後則通婚姻、周公制禮、百世不通、所以別禽獸」の言葉がある。これらによれば、周の時代から夏、殷における同姓婚の習俗を禁じはじめたことが分かる。



- <sup>9</sup> 『魏書』「高祖紀」。
- <sup>10</sup> 『左傳』昭公元年。
- <sup>11</sup> 『晉書』卷一百二「載記第二劉聰」。
- <sup>12</sup> 瞿同祖『中國法律與中國社会』里仁書局 1984 年 pp. 116-117 訳文は筆者。
- <sup>13</sup> 王泉根『中国姓氏考』第一書房 1995 年 p. 103。
- <sup>14</sup> 同上書 pp. 103-104。
- <sup>15</sup> 避諱の範囲には祖先の諱も含まれるが、ここでは、狭義的に、古代、中国では天子の名を用いるのを避けることを指す。
- <sup>16</sup> 杜若甫・袁義達『中華姓氏大辞典』教育科学出版社 1996。
- <sup>17</sup> 『後漢書』卷十上「皇后紀」、卷二二「朱祐傳」に散見。
- <sup>18</sup> 金容漢『韓国の戸籍制度と戸籍法』日本加除出版社 1977 年 pp. 33-40、尾形勇『漢代における「姓」と「家」』『中国古代の「家」と国家』所集 岩波書店 p. 85、大塚勝美『中国家族法論』御茶の水書房 1985 年 p. 153、などを参照。
- <sup>19</sup> 『史記』卷八「高祖本紀」高祖、沛豐邑中陽里人、姓劉氏、字季、父曰太公、母曰劉媪……」。
- <sup>20</sup> 『新校本漢書』「本紀卷一上高帝紀」……好酒及色、常從王媪、武負貫酒……」。
- <sup>21</sup> 『新校本漢書』「本紀卷一上高帝紀」師古曰：「媪、女老稱也、孟音是矣、史家不詳著高祖母之姓氏、無得記之、故取當時相呼稱號而言也、其下王媪之屬、意義皆同……」。
- <sup>22</sup> 『漢書』卷六〇「杜周傳」……會皇太皇女弟司馬君力與欽兄子私通、事上聞……」。
- <sup>23</sup> 『漢書』卷四五「息夫躬」……出入禁門、霍顯之謀將行於杯杓……」。
- <sup>24</sup> 『三国志』卷一八「龐涓傳」。
- <sup>25</sup> 1613-1682。明末清初の学者、才識ともに優れ、考証学の祖といわれる。『日知録』、『天下郡国利病書』などの著がある。
- <sup>26</sup> 『日知録』「卷二十三 氏族」。
- <sup>27</sup> 『禮記』「喪服小記」。
- <sup>28</sup> 戴東雄「民国八十七年民法親屬編有関夫妻冠姓與夫妻住所修正之検討」『法学叢刊』45 卷 3 期 2000 年 p. 78。戴氏は「立法史上、はじめて『夫婦冠姓』が明文化されたのは、中華民國十四年の『民律草案』である」と述べているが、筆者の考察したところでは、植民地台湾に在住していた漢民族婦女にとっては、「明律草案」より 15 年も先に制定された「民内第六九一五号」が、台湾の法制史上「冠姓」について、法的な強制力を持った最初の措置であった。詳しくは拙稿「日治時期殖民政府對台灣漢族已婚婦女姓氏之規範」(『台灣史料』第 18 期 2002 年 3 月) を参照。

## **A Study on the Han's Ethnical custom regarding “no marriage between people carrying common family name” and “adoption of husband's name”**

**Wey, Shih-Ping**

Associate Prof, Department of Applied Japanese, Mingdao University

### **Abstract**

When a family name of a Han married woman is referred, what occurred to the people's mind is the traditional custom, “adoption of a husband's family name”. Though difficult to trace its origin, this custom is believed to have its existence since Eastern Han dynasty. Many scholars hold the view that the purpose of such custom is to serve as the mark for the practice “no marriage between people carrying common family name, no support to the people with different family name”. This research takes different view and attempts to explore the original essence of the two customs with emphasis on their connection.

Briefly, the fact shows that marriage between people carrying the common family name is certainly no taboo but quite a common practice. This is because the inter-racial marriages between Han race and other tribes is incessant, the origin of the Han family names is complicated and no more than thirty different family names are carried by half of the Chinese population. Doubt is cast on the connection between the practice “adoption of husband's family name” and that of “no common family name marriage”. To keep the married woman's maiden name is surely enough to distinguish their identity. To adopt the husband's name to avoid common family name marriage is a redundant practice. Moreover, there had been various and inconsistent form to address married women throughout history until the recent incorporation of the custom “adoption of husband's name” into the draft of the civil code of the Republic of China. Since then, the custom was given legal effect under our law.

Keywords : Han race, married woman, family name, adoption of husband's family name, no marriage between people carrying common family name